上 下 水 道 工 事 共 通 仕 様 書
（ 土 木 共 通 編 ）

令和８年（２０２６年）１０月

熊本市上下水道局

上下水道工事共通仕様書（土木共通編）について

上下水道工事共通仕様書（土木共通編）については、土木工事共通仕様書（熊本市制定）（以下「土木工事共通仕様書」という。）を準用する。

この場合において、土木工事共通仕様書中**「熊本市」**とあるのは**「熊本市上下水道局」**と、**「土木工事（道路工事、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、公園緑地工事、港湾工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。））」**とあるのは**「土木工事（上水道工事、下水道工事、道路工事、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、公園緑地工事、港湾工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。））」**と、
「熊本市工事検査規程取扱要領」とあるのは**「熊本市上下水道局工事検査要綱取扱要領（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定で準用する熊本市工事検査規程取扱要領」**と、
「熊本市工事検査規程」とあるのは**「熊本市上下水道局工事検査要綱（平成 16 年 7 月 7 日制定）の規定で準用する熊本市工事検査規程」**と、
「共通仕様書」とあるのは**「共通仕様書（土木共通編、水道編、下水道編）」**と、
「熊本市工事技術検査要領」とあるのは**「熊本市上下水道局工事技術検査要領（令和 2 年 6 月 1 日制定）の規定で準用する熊本市工事技術検査要領」**と、
「土木工事施工管理基準」とあるのは**「上下水道工事施工管理基準（共通編）」**と、
「熊本市建設工事低入札価格調査実施要領（令和 7 年 5 月 1 日）」とあるのは**「熊本市上下水道局建設工事低入札価格調査実施要領（平成 21 年 8 月 31 日制定）」**と、**「熊本市電子納品運用ガイドライン（案）」**とあるのは**「熊本市上下水道局電子納品運用ガイドライン(案)」**と、
「土木工事」とあるのは**「上下水道工事」**と、読み替えるものとする。

また、「1-1-4 諸法令の遵守」に記載する法令に以下の法令を追加するものとする。
「水道法（平成 23 年 12 月改正　法律第 122 号）」、「地方自治法（平成 31 年 3 月改正　法律第 6 号）」、「地方公営企業法（令和元年 5 月改正　法律第 16 号）」、「会計法（令和元年 5 月改正　法律第 16 号）」、「石綿障害予防規則(令和 4 年 5 月改正　厚生労働省令第 91 号)」、「個人情報の保護に関する法律（令和 4 年 6 月改正　法律第 68 号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 4 年 4 月施行　法律第 37 号）」、「個人情報の保護に関する法律（令和 4 年 5 月改正　法律第 54 号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 2 年 6 月改正　法律第 42 号）」、「酸素欠乏症等防止規則（平成 31 年 2 月施行　労働省令第 75 号）」、「熊本市関係条例」

また、「個人情報の保護」及び「暴力団排除条例の遵守」を以下のとおり追加するものとする。

個人情報の保護

受注者は、工事において知り得た個人情報については「個人情報の保護に関する法律　令和4年6月改正　法律第68号」第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条を遵守し、施工にあたること。

（1）秘密の保持

受注者は、工事で知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（2）工事関係者への周知

受注者は、工事関係者に前号【秘密の保持】について周知徹底しなければならない。

（3）個人情報収集の制限

受注者は、工事にあたり個人情報を収集するときは、工事をするために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

（4）適正な情報管理

受注者は、工事において知ることができた個人情報の漏えい、滅失の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（5）個人情報の利用及び提供の制限

受注者及び工事関係者は、監督職員の指示又は承諾がある場合を除き、工事において知り得た個人情報を工事目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（6）複写等の禁止

受注者は、工事にあたり監督職員から渡された個人情報が記録された設計図書及びその他資料等を監督職員の承諾なしに複写してはならない。

（7）個人情報が記録された設計図書の借用

受注者は、工事において引き渡される個人情報が記録された設計図書及びその他資料を借用する際は設計図書の明細、社印、受領者、日時を明記した借用書を添えて借用しなければならない。

（8）個人情報が記録された設計図書の返却

受注者は、工事において借用した個人情報が記録された設計図書及び資料等は工事施工完了後直ちに監督職員に設計図書の明細、社印、返却者、日時等を明記した返却書を添えて返却しなければならない。

（9）実地調査

受注者は、工事にあたり取扱っている個人情報の状況について監督職員が行う実地調査に協力しなければならない。

（10）個人情報の廃棄

受注者は、発注者に返却する以外に知り得た情報は確実な方法で、工事終了時までに廃棄しなければならない。（給水装置情報等の法令によるものを除く。）

暴力団排除条例の遵守

1．熊本市暴力団排除条例を遵守しなければならない。
同条例第 11 条 5 項に基づき、受注者は「誓約書」を提出しなければならない。

2．受注者は下請負人及び資材納入等契約者より「誓約書」を提出させ、5 年間保管しなければならない。また、下請負人は、再下請負人及び資材納入等契約者より「誓約書」を提出させ、5 年間保管しなければならない。